

建設工事の実施にあたっては 『分別』と『リサイクル』 が必要です。

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のご案内

従来は…

※
ミンチ解体

混合廃棄物

不法投棄



▲不法投棄現場

最終処分



このようなケースがありました

分別解体等と再資源化等の
義務付け

※ミンチ解体とは、分別せずに
建築物等を一気に壊してしまう
解体のことをいいます。



現在は…
分別解体

分 別

- ・コンクリート塊
- ・アスファルト・コンクリート塊
- ・建設発生木材

リサイクル

- ・再生砕石
- ・再生アスファルト
- ・木材チップ

<建設工事にリサイクル材を利用した例>

木材チップを再生木質マルチング
材として法面の雑草防止に利用



再生骨材を道路の路盤に、再生アスファルトを
舗装に利用

建設廃棄物の現状

建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約2割（図1）を占めており、建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、全国で年間約7,700万トン（図2）。これは東京ドームの約44個分に相当する膨大な量となっています。また、都内からは建設廃棄物が年間約717万トン（図3）排出されています。さらに、産業廃棄物の最終処分場は残存容量が少なくなっており、残余年数は全国で6.1年、首都圏においては2.3年分しかありません（表1）。

図1 産業廃棄物の業種別排出量（平成17年度）

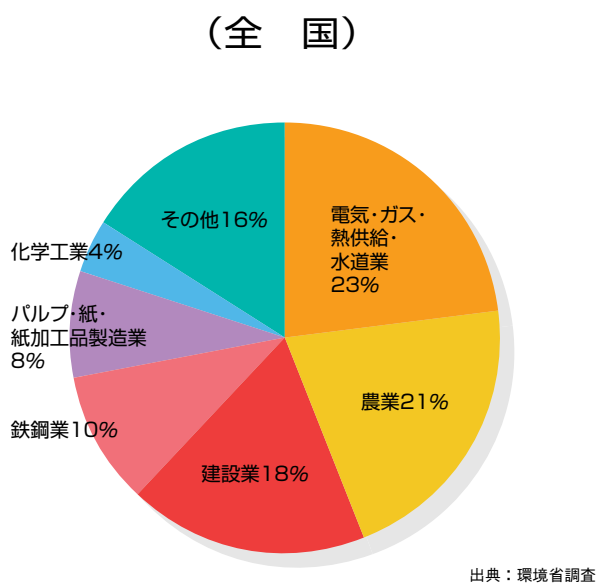


図2 建設廃棄物の種類別排出量（平成17年度）

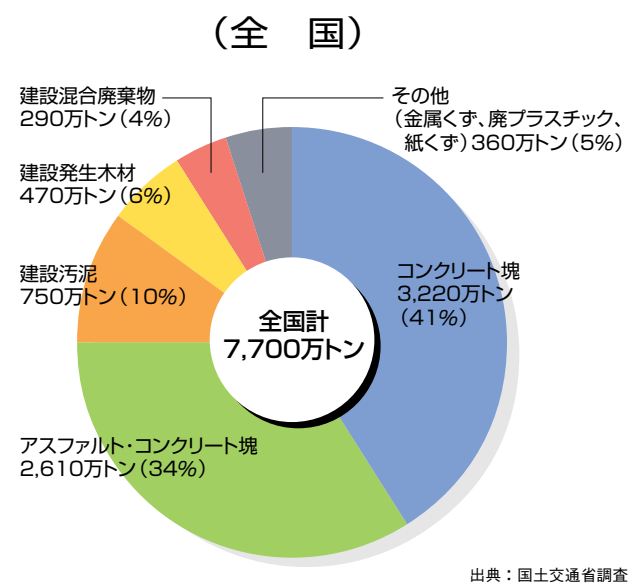


図3 建設廃棄物の品目別排出量（平成17年度）

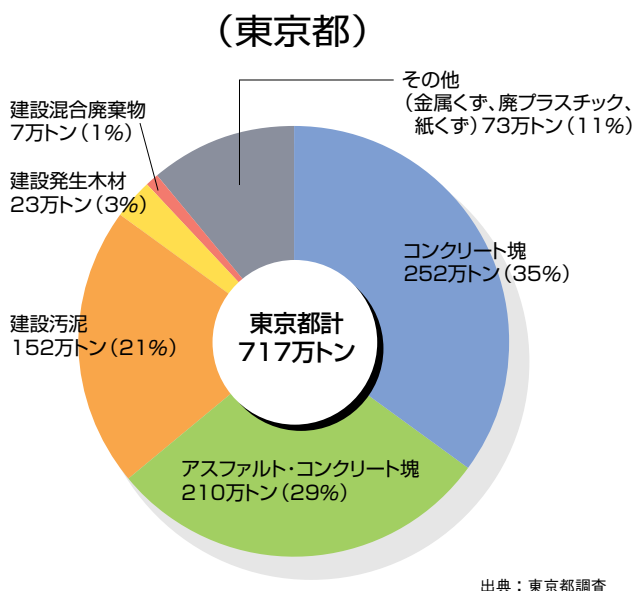


表1 産業廃棄物の最終処分場の残存容量及び残余年数

（全国・首都圏・近畿圏の例）

区 分	最終処分量 (万t)	残存容量 (万m³)	残余年数 (年)
首都圏	807	1,878	2.3
近畿圏	432	1,839	4.3
全 国	3,000	18,418	6.1

出典：環境省調査（平成16年4月1日現在）

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事（対象建設工事）^{※1}については、特定建設資材廃棄物^{※2}を基準^{※3}に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。（第9条、第16条）

※1 下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられています。

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等） ^{注1}	請負代金の額 ^{注3}	1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等） ^{注2}	請負代金の額 ^{注3}	500万円

注1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

注2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

注3 請負代金の額には消費税を含む

語句の意味

新 築 新たに建築物を建てること
 増 築 同一敷地内において、既存建築物の床面積を増加させること
 改 築 建築物の全部又は一部を除去した場合や災害等により失われた場合に、用途、規模、構造等が従前の建築物と著しく異ならない建築物を建てること
 修 繕 同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させるための作業
 模様替 建築物の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐための作業（修繕、模様替は、建築物の床面積が増減することはない。）

※2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は以下のとおりです。

①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリート

※3 分別解体等の施工手順はP4～5を参照してください。

ただし、指定建設資材廃棄物^{※4}については、再資源化施設までの距離が遠いなど経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減を行えば足りることとしています。

※4 指定建設資材廃棄物は、木材が廃棄物となったもの（建設発生木材）を指します。建設発生木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合等については、縮減（焼却）を行ってもよいこととしています。

2

分別解体等は以下の手順で行います。

分別解体等実施の手順

① 対象建築物等に関する調査の実施

対象となる建築物等、その周辺状況、作業場所、搬出経路、生活残存物の有無等の調査を行います。

解体工事の場合



＜石綿障害予防規則＞

①事前調査、②作業計画、③届出等 建築物の解体等の作業における石綿対策が石綿障害予防規則に定められています。
詳細は、石綿障害予防規則を参照してください。

<http://www-bm.mhlw.go.jp/topics/2005/02/tp0224-1.html>

＜大気汚染防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例＞

①特定粉じん排出作業の方法、②石綿の飛散防止方法等 建築物の解体等の作業における石綿対策が大気汚染防止法と東京都環境確保条例に定められています。

詳細は、大気汚染防止法と東京都環境確保条例を参照してください。

<http://www.env.go.jp/air/osen/law/>

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kaizen/keikaku/asbestos/>

④ 工事の施工

計画に基づいて解体工事を施工します。

工事は、技術上、安全管理上等の条件を踏まえ、必要に応じて手作業又は手作業及び機械作業の併用により行います。

【標準的な作業手順】

建築物の解体の場合



① 建築設備・内装材等の取り外し



④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し



ルールを守って正しい分別解体を実施しましょう。ルールを破れば当然罰せられます！



② 分別解体等の計画の作成

次の事項を内容とする計画を策定します。

- イ) 対象建築物等に関する調査の結果及び工事着手前に講じる措置の内容
 - ロ) 工事の工程の順序及び工程ごとの作業内容と分別解体等の方法
 - ハ) 対象建築物等に用いられた特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる場所
- 二) その他分別解体等の適正な実施を確保するための措置 等

※1

特定建設資材	特定建設資材廃棄物
コンクリート	コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの）
コンクリート及び鉄から成る建設資材	
木 材	建設発生木材（木材が廃棄物となったもの）
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリート塊（アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）

③ 工事着手前に講じる措置の実施

工事の実施の前に作業場所及び搬出経路の確保等を図ります。また、残存物等、特に家電リサイクル法の対象物について、発注者が事前に搬出を行ったか確認します。

新築工事の場合も、

- ①対象建築物等に関する調査の実施
- ②分別解体等の計画の策定
- ③工事着手前に講じる措置の実施
- ④工事の実施

の順に行います。



② 屋根ふき材の取り外し

土木構造物の解体の場合、

- ①土木構造物の付属物
- ②土木構造物本体
- ③基礎・基礎ぐい

の順に解体します。

注)

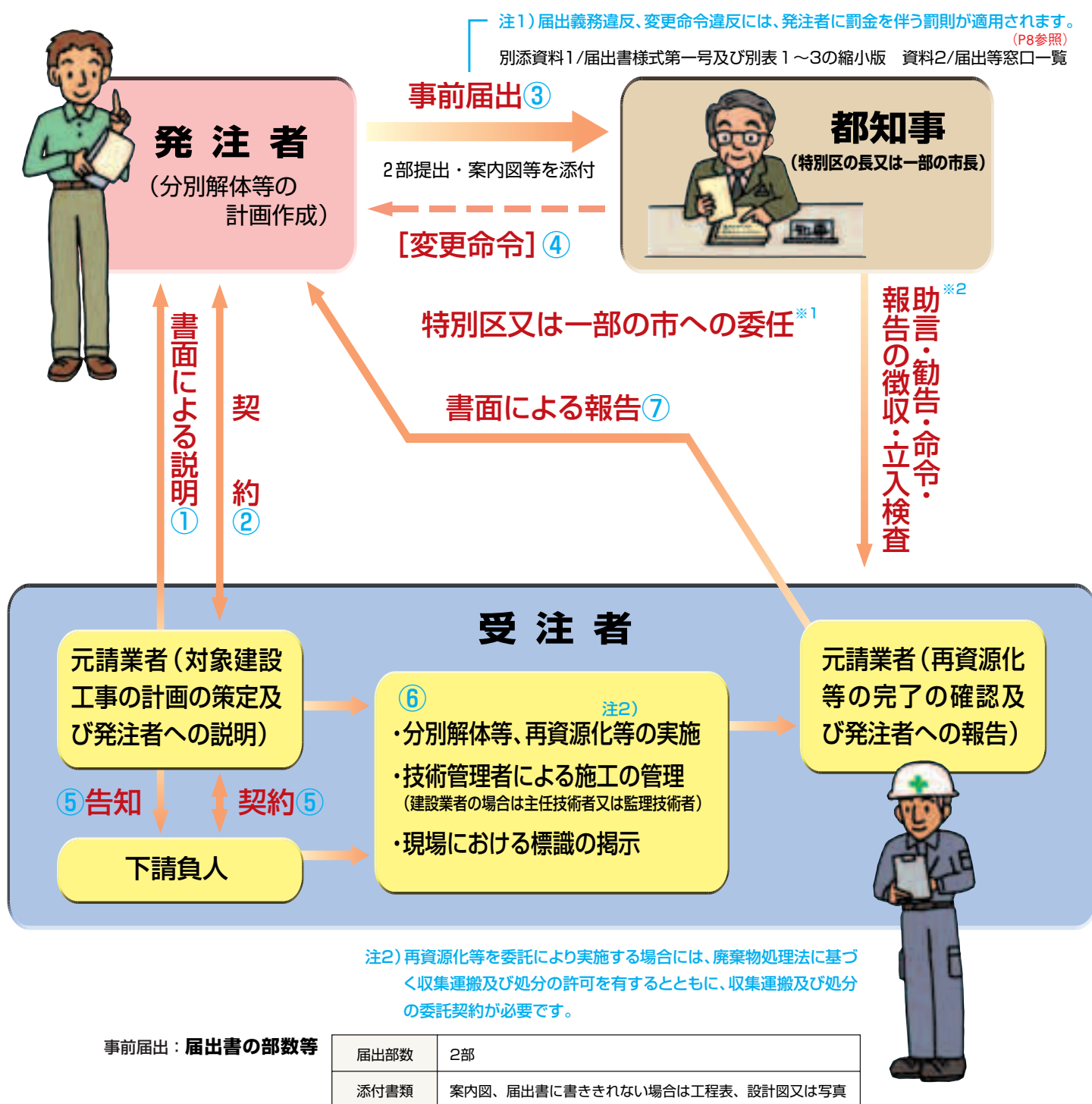
③ 外装材・上部構造部分の取り壊し

注) 上部構造部分とは、構造耐力上主要な部分のうち、基礎・基礎ぐいを除いた部分のこと。



- 適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への完了報告、現場における標識の掲示などが義務付けられています。
- 発注者から受注者への適正なコストの支払いを確保するため、契約書面に解体工事に要する費用や再資源化等に要する費用等を明記することが必要です。

◆ 分別解体等・再資源化等の発注から実施への流れ ◆



事前届出については、届出書様式記載例等を具体的に記述した手引書が発行されています。

書名/「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」A4版 発行所/大成出版社 03-3321-4131(代)

①受注者から発注者への説明(受注者(元請)の義務)

対象建設工事の元請業者は、発注者に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を交付して説明する必要があります。(第12条第1項)

②契 約

発注者が元請業者とかわす対象建設工事の契約書面においては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や、再資源化等のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等の明記が必要です。(第13条)

③事前届出(発注者の義務)

発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等について、都知事(特別区の長又は一部の市長)に届け出ることが必要です。
(第10条第1項)

発注者や受注者の
役割を明示!



④変更命令

発注者の届出に係る分別解体等の計画の基準に適合しないと認められる場合、都知事(特別区の長又は一部の市長)より変更命令が行われます。
(第10条第3項)

⑤告知・契約

元請業者は、請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業者に下請させる場合には、下請負人に対し、都知事(特別区の長又は一部の市長)への届出事項を告知した上で契約を結びます。(第12条第2項)

⑥分別解体等、再資源化等の実施、技術管理者等による施工の管理、現場における標識の掲示(受注者全体(元請・下請とも)の義務)

分別解体等、再資源化等の実施に当たっては、解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示します。また、工事の施工を管理する技術管理者の配置が必要です。なお、建設業許可業者が工事を行う場合は、建設業法に基づく標識の掲示や技術者の配置が必要となります。(第31条、第32条、第33条)

⑦再資源化等の完了の確認及び発注者への報告(受注者(元請)の義務)

元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存します。(第18条第1項)

⑧発注者の申告

発注者は元請業者からの再資源化等が完了したときの報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都知事(特別区の長又は一部の市長)に対しその旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。(第18条第2項)

※1 都知事の事務の一部を特別区の長又は一部の市長が行います。

分別解体等に関する事務の一部は建築基準法の特定行政庁である特別区の長(建築物等の解体等の床面積の合計が1万㎡以下など)又は一部の市(多摩地区の9市(八王子市、町田市、府中市、調布市、武蔵野市、三鷹市、日野市、立川市、国分寺市))の長が行います。

※2 助言・勧告・命令・報告の徴収・立入検査

都知事(特別区の長又は一部の市長)は、対象建設工事の受注者などに対し分別解体等や再資源化等の適正な実施のため必要な場合には助言や勧告を行うことができます(再資源化等に関しては都知事に限ります。)

また、都知事(特別区の長又は一部の市長)は、対象建設工事の受注者などが分別解体等や再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合には分別解体等や再資源化等の方法の変更を命ずることができます(再資源化等に関しては都知事に限ります。)

さらに都知事(特別区の長又は一部の市長)は、必要な場合には分別解体等や再資源化等の実施状況について報告を求めたり、立入検査を行うこともあります(再資源化等に関しては都知事に限ります。)

次の建設業許可をお持ちですか？

- ・土木工事業
- ・建築工事業
- ・とび、土工工事業

NO

500万円以上の工事を請け負いますか？

(建築工事の場合は1500万円以上又は延べ面積が150m²以上)

NO

解体工事業登録が必要です。

今お持ちの許可で解体工事を実施できます。
(登録は不要です。)

YES



YES



登録は、工事を行う都道府県ごとに行ってください。その際、次の要件を満たさなければなりません。

- ①不適合要件に該当しないこと(2年以内に登録を取り消された者でない等)。
 - ②技術管理者を選任していること。
- 技術管理者は、下記1)の実務経験か2)の資格を有していなければなりません。

1 実務経験者

学 歴	実務経験年数		【参考】 建設業 許可
	実務経験年数	解体工事業登録 注2) 国土交通大臣 指定講習受講者	
一定の学科 ^{注1)} を履修した大学・高専卒業者	2年	1年	3年
一定の学科を履修した高校卒業者	4年	3年	5年
上記以外	8年	7年	10年

注1) 一定の学科とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。)、建築学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科。

注2) 講習については、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技術講習。 ※ 03-3555-2196

注3) 解体工事施工技士試験は、(社)全国解体工事業団体連合会が実施する試験。

2 有資格者

資格・試験名	種 別
建設業法による技術検定	一級建設機械施工
	二級建設機械施工(「第一種」、「第二種」)
	一級土木施工管理
	二級土木施工管理(「土木」)
	一級建築施工管理
技術士法による第二次試験	技術士(「建設部門」)
	二級建築士
建築士法による建築士	一級建築士
	二級建築士
職業能力開発促進法による技能検定	一級とび・とび工
	二級とび+解体工事経験1年
	二級とび工+解体工事経験1年
国土交通大臣が指定する試験	解体工事施工技士試験合格者 ^{注3)}

罰 則 一 覧

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第3章 分別解体等の実施	10 1	対象建設工事の届出	20万	51条1号
	2	対象建設工事の変更の届出	20万	
	3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万	50条1号
第4章 再資源化等の実施	18 1	発注者への報告の記録	10万	53条1号
	20	再資源化等義務の実施命令	50万	49条
第5章 解体工事業	21 1	登録	懲役1年・50万	48条1号
	2	登録更新	懲役1年・50万	
	25 1	変更の届出	30万	50条2号
	27 1	廃業等の届出	10万	53条2号

章・節	条 項	内 容	罰 則	罰則条項
第5章 解体工事業	29 1	登録の取り消し等の場合における解体工事の措置	20万	51条2号
	31	技術管理者の設置	20万	51条3号
	33	標識の掲示	10万	53条3号
	34	帳簿	10万	53条4号
	35 1	事業停止命令	懲役1年・50万	48条3号
	37 1	報告の徴収	20万	51条4号
第6章 雑則	42 1	立入検査	20万	51条5号
	43 1	報告の徴収	20万	51条4号
		立入検査	20万	51条6号

は過料

●このパンフレットに関する問い合わせは、下記までお願いします。

東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物係 Tel.03-5388-3231

●法律の条文等については国土交通省のホームページ(総合政策→リサイクル) <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

●法の説明及び届出等については東京都のホームページ(まちづくり→都市づくり政策→建設リサイクル)

<http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

発行：東京都都市整備局

作成年月：2009.1 3版(2002.5 1版)

印刷：明誠企画株式会社

登録番号：(20)494

※このパンフレットは建設副産物リサイクル広報推進会議で作成されたパンフレットを参考に編集しました。

R2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています